福島県警察本部告示第　　71　　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の２第１項、第２項及び第４項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和　　7　　年　　10　　月　　9　　日

福島県警察本部長
警視監　　森末　治

1　聴聞の期日
令和　7　年　10　月　22　日　　午前　9　時　30　分開始

2　聴聞の場所
(1)　福島県福島市町庭坂字大原１番地の１
福島県警察福島運転免許センター
(2)　福島県いわき市内郷御厩町四丁目148番地
福島県いわき中央警察署
※　福島県警察福島運転免許センターと福島県いわき中央警察署をネットワークで接続し、オンラインによる聴聞を実施。

3　不利益処分の名あて人となるべき者